

# 全ての飲食店に 消火器が義務化！



火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、  
面積に関係なく消火器の設置が義務となります。

## 対象

火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等

## いつから

平成31年10月1日から適用されます。

## 消防法の 改正理由

平成28年12月22日に発生した  
新潟県糸魚川市の火災を踏まえて  
消防法が平成30年3月28日に改正されました。

## 消火器の設置義務が免除となる場合

調理油過熱防止装置など、全ての火を使用する設備又は器具に  
「防火上有効な措置」を設けている場合は消火器の設置義務が免除されます。

### 【防火上有効な措置の例】

#### 調理油過熱防止装置

鍋等の過度な温度上昇を検  
知して自動的にガスの供給  
を停止し、火を消す装置

#### 自動消火装置

厨房設備における温度上昇を  
感知して自動的に消火薬剤を  
放射することにより火を消す  
装置

#### 圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧  
力上昇を感知し自動的にカセットボ  
ンベからカセットコンロ本体へのガ  
スの供給が停止されることにより火  
を消す装置

消火器の設置場所、本数などの詳細については、各消防署に御相談ください。

北消防署 491-4148 上京消防署 431-1371 左京消防署 723-0119 中京消防署 841-6333  
東山消防署 541-0191 山科消防署 592-9755 下京消防署 361-4411 南消防署 681-0711  
右京消防署 871-0119 西京消防署 392-6071 伏見消防署 641-5355 醍醐消防分署 571-0474

この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等にお出しください。

発行 京都市消防局予防部指導課 京都市印刷物第300015号